

平成23年度
地域商業活性化支援補助金
(平成23年度第3次補正予算事業)

募集要領

○募集期間

平成23年11月4日(金)～11月25日(金)

(経済産業局に17時必着)

※本事業は、国会での平成23年度第3次補正予算成立が前提となります。このため、今後、内容等が変更することもありますのであらかじめご了承ください。

○お問い合わせ先

中小企業庁商業課

各経済産業局担当課(詳細は担当課室一覧をご参照下さい)

平成23年11月

中小企業庁

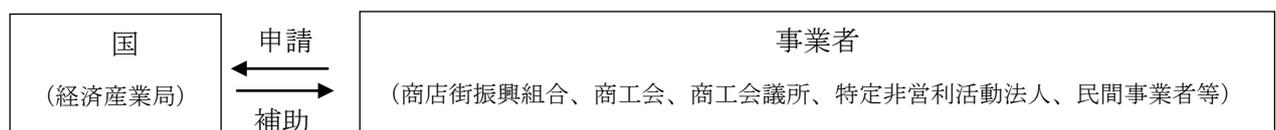
1. 事業目的

東日本大震災は、被害が甚大で被災地域が広範囲にわたるなど極めて大規模なものであり、被災地域における社会経済の再生及び生活の再建を図ることが重要です。このような状況の中、地域コミュニティの担い手である商店街等に賑わいを創出し、地域商業の活性化を図り、被災地域の復興の支援を行います。

本事業は、東日本大震災により被害を受けた商店街等に賑わいを創出するため、被災した商店街等が実施する復興イベント等や賑わい創出に向けて行う施設整備事業、被災地域以外の商店街等が被災地域を支援する事業、災害に強い商店街等の整備を行う事業等を支援することにより、地域商業の活性化を図ることを目的としております。

2. 補助スキーム等

[補助スキーム]



[補助額・補助率]

	別表1の①②に掲げる事業	別表1の③に掲げる事業	別表2に掲げる事業
補助額			
上限	1,000万円	1,000万円	1億円
下限	100万円	100万円	100万円
補助率	定額 (10/10)	2/3	2/3

※補助事業の区分・内容により補助額、補助率及び補助対象事業者が異なりますので、別表1、2を参照してください。

※別表1及び別表2に掲げる事業の両方を実施することが可能です。ただし、補助事業者1社あたりの上限は1億円とします。

[補助対象事業者]

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商店街組合、商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、商店街組織※1（法人化されていない任意団体の商店街）、民間事業者※1※2

※1 定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者に限る。

※2 本事業のみに設立された協議会等は補助対象事業者としない。

3. 補助対象事業

商店街等において実施する東日本大震災により被害を受けた商店街等に賑わいを創出する取組や東日本大震災の教訓から災害に強い商店街形成を実施する取組等、以下に掲げる事業を補助対象事業とします。

補助事業の区分・内容、補助率及び補助対象事業者等については、別表1、2を参照してください。

(1) 商店街等の賑わい創出・販売促進のための取組支援 (資料1参照)

別表1に掲げる事業

- ①被災した商店街等が賑わい創出・販売促進を図る事業（被災した商店街等同士が連携して行う事業等を含む）
- ②被災した商店街等が被災地域以外の商店街等の協力を受けて賑わい創出・販売促進を行う事業
- ③被災地域以外の商店街等が被災地域を支援する事業

なお、本事業により賑わいの創出等の効果が認められることが必要です。

(2) 地域商業活性化のために必要な施設整備の支援 (資料2参照)

別表2に掲げる事業

- ①被災した商店街等が賑わい創出のために行う施設整備事業
- ②災害に強い商店街等の整備を行う事業

なお、本事業を実施したことにより、①の事業は、商店街等に集客力の向上又は売上増加、②の事業は、商店街等が災害への対応の向上が図られる等の効果が認められることが必要です。

商店街等は、「商店街」の体をなしているところの他、下記の共同店舗や問屋街等も対象となります。

- ・共同店舗・・・中小小売商業者を中心とする組合又は共同出資会社が所有し、統一的な運営を行い、中小小売商業振興法の支援対象となりうるもの。

※共同店舗自体の建設・取得・共有部分等の改修等は補助対象となりません。

- ・問屋街・・・個人客向けにも販売している卸売業者や小売商業者等が相当数あり、社会通念上消費者のまとまったショッピングの場として認識されている区域である場合。

(注意)

- ・補助対象事業は、本年度内に完了するものに限り、(ただし、事業実施後、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することができない場合には繰越しが認められることがあります。)
- ・補助事業者の営利を目的としたもの、行政機関の施設は対象となりません。
- ・本補助事業を実施する場合には、商店街組織を除く事業者（一民間事業者、特定非営利活動法

人、一般社団法人、一般財団法人等)が事業を実施する場合は、要望書の提出にあたり、事業実施場所の商店街振興組合等からの推薦書が必要となります。なお、推薦書には代表者の押印が必要です。(推薦書の様式は要望書の中にあります。)

4. 補助対象経費

被災した商店街等が実施する事業に必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが補助金の交付の対象となります。

計上された経費の妥当性を確認するため、必要に応じて見積書等の提出を求める場合があります。

謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、資料作成費、通信運搬費、施設や設備等の建設又は取得に要する経費(施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く)、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、備品費※、消耗品費、委託費、通訳料、翻訳料、雑役務費、原稿料、印刷製本費、空き店舗改造費、光熱水費

※備品費は原則、レンタル、リースにより対応してください。(備品とは、当該事業のみで使用されることが確認できるものであり、その性質及び形状を変えずことなく比較的長期の使用に耐えるものをいいます。)

5. 応募方法

(1) 募集期間

平成23年11月4日(金)～11月25日(金)

(2) 提出書類

①商店街等の賑わい創出・販売促進のための取組支援(資料1参照)

- ・様式1 平成23年度地域商業活性化支援補助金要望書
(地域商業活性化を通じた被災地支援事業)
- ・別紙1 平成23年度地域商業活性化支援補助金要望書
- ・別紙2-1 地域商業活性化支援補助金経費等明細
- ・別紙2-2 借入金返済計画(借入がある場合のみ)
- ・その他、様式任意で提出が必要となる資料
 - ・商店街等の概要(区域図・写真等、周辺の大型店や商業集積を示す地図等)
 - ・事業実施場所の概要(区域図等)
 - ・事業者の概要(定款、構成員、直近2期の決算書類等)
 - ・その他補助事業を具体的に説明しうる資料

※被災により、提出が困難な書類がある場合には申し出て下さい。

※上記以外にも、採否を判断するにあたり必要な資料の提出を求めることがあります。

②地域商業活性化のために必要な施設整備の支援(資料2参照)

- ・様式 1 平成 23 年度地域商業活性化支援補助金要望書
(地域商業活性化のための施設整備事業)
- ・別紙 1 平成 23 年度地域商業活性化支援補助金要望書
- ・別紙 2-1 平成 23 年度地域商業活性化支援補助金経費等明細
- ・別紙 2-2 借入金返済計画 (借入がある場合のみ)
- ・その他、様式任意で提出が必要となる資料
 - ・商店街等区域図及び商店街等の写真等
 - ・商店街等の周辺の概要 (大型店や商業集積を示す地図等)
 - ・事業者の概要 (定款、構成員、直近 2 期の決算書類等)
 - ・その他補助事業を具体的に説明しうる資料

※被災により、提出が困難な書類がある場合には申し出て下さい。

※上記以外にも、採否を判断するにあたり必要な資料の提出を求めることがあります。

(3) 補助要望書提出について

別表 1 及び別表 2 に掲げる事業によって、要望書の提出先が異なります。

①商店街の賑わい創出・販売促進のための取組支援 (別表 1)

補助事業者の所在地を所管する経済産業局へ直接提出してください。

(市区町村や地域の団体等からの推薦書は、添付する必要はありません。)

②地域商業活性化のために必要な施設整備の支援 (別表 2)

補助事業者は、市区町村の商業振興担当課に要望書等の関係書類を提出してください。要望書等の提出を受けた市区町村は、とりまとめの上、所管の経済産業局へ提出してください。また、市区町村、地域の団体 (自治会等) 又はその両方からの推薦書を添付することができます。添付は必須ではありませんが、当該事業の採択にあたり、他の案件との優劣を考慮する要素のひとつとします。なお、推薦書の様式は要望書の中にあります。

6. 審査について

提出された書類に基づいて、所管の経済産業局にて審査を行います。よって、提出する書類については記載もれ等がないように十分注意してください。

必要に応じて、提出された書類の内容等について、関係者に対し、ヒアリングを実施する場合があります。また、一民間事業者が事業を実施する場合は、商店街等の関係者の方に当該事業の意向等を確認する場合があります。

(1) 補助対象者要件について

- ・補助金交付先としての適性 (公序良俗に反する活動を行っていないか等)
- ・補助事業に係る経理・事務についての管理体制及び処理能力
- ・補助事業遂行能力 等

(2) 補助対象事業要件について

- ・事業内容・計画の適正 (事業目的と合致しているか、営利目的ではないか等)

(3) 経理内容について

- ・補助事業者の経理内容（資金の調達方法、補助事業を実施し得る財政基盤があるか等）
- ・補助事業の各費目（内訳、単価等）に対する金額の妥当性

(4) 事業効果について

- ・事業効果
- ・数値目標の設定及びその根拠
- ・事業効果の検証方法等

(5) 連携等について

- ・市区町村や地域住民等の推薦

※別表2に掲げる事業を実施する場合に限る。

7. 審査後の手続きについて

(1) 募集締切り後、経済産業局にて審査を行い、採否の結果を通知します。

(2) その後、採択された補助事業者は補助金交付要綱に基づき、交付申請書を経済産業局に提出し、交付決定、事業開始となります。

(3) 原則として、事業終了後、補助金の交付が行われます。

8. 補助事業者の義務

本補助金を受け事業を実施するに当たっては、以下に記載した事項のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご留意ください。

(1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。

(2) 補助事業者は、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業の遂行及び収支状況について報告しなければなりません。

(3) 補助事業者は、補助事業を完了した場合又は会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。

(4) 補助事業者は、交付年度終了後、別表1に掲げる事業については、事業実施後速やかに、別表2に掲げる事業については、事業実施後5年間、各年度における補助事業成果の状況を報告しなければなりません。また、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業に係る事業効果の詳細な内容等について報告しなければなりません。なお、報告された内容について公表を行う場合があります。

- (5) 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (6) 補助事業者は、取得財産等のうち、一部処分を制限される財産（以下「処分制限財産」）があります。処分制限財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。（処分制限財産の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分その他の処分をする場合は、財産処分の承認を要します。）
- また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付しなければなりません。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

9. お問い合わせ先

補助金の応募に関して、質問・相談等ございましたら、以下の所管経済産業局担当課室及び中小企業庁商業課までお問い合わせください。

担当課室	所在地及び連絡先	管轄区域
中小企業庁 商業課	〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL:03-3501-1929	—
北海道経済産業局 流通産業課商業振興室	〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 札幌第 1 合同庁舎 TEL:011-738-3236	北海道
東北経済産業局 商業・流通サービス産業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台第 1 合同庁舎 TEL:022-221-4914	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1 合同庁舎 1 号館 TEL:048-600-0318	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、山梨県、 長野県、静岡県
中部経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2 TEL:052-951-0597	富山県、石川県、岐阜県、 愛知県、三重県
近畿経済産業局 流通・サービス産業課	〒540-8535 大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 TEL:06-6966-6025	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
中国経済産業局 流通・サービス産業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 TEL:082-224-5653	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
四国経済産業局 商業・流通・サービス産業課	〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 TEL:087-811-8524	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 TEL:092-482-5456	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 商務通商課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 TEL:098-866-1731	沖縄県

別表 1 【商店街の賑わい創出・販売促進のための取組支援】

補助事業の区分・内容	補助事業者の所在地	補助率	補助額	補助対象事業者	補助対象経費
①被災した商店街等が賑わい創出・販売促進を図る事業(被災した商店街等同士が連携し行う事業等を含む)	岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村 (東日本大震災)	補助対象経費の10分の10以内	上限 1,000万円 下限 100万円	組合等	謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、資料作成費、通信運搬費、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、備品費※、消耗品費、委託費、通訳料、翻訳料、雑役務費、原稿料、印刷製本費、
②被災した商店街等が被災地域以外の商店街の協力を受けて賑わい創出・販売促進を行う事業	に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づき定める特定被災区域。詳細は別表3を参照)				
③被災地域以外の商店街等が被災地域を支援する事業	—	補助対象経費の3分の2以内	上限 1,000万円 下限 100万円	組合等又は民間事業者	空き店舗改造費、光熱水費

○組合等…商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商店街組合、商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター、一般社団法人・一般財団法人、特定非営利活動法人及び商店街組織※1（法人化されていない任意団体の商店街）

※1 定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者に限る。

※備品費は原則、レンタル、リースにより対応してください。（備品とは、当該事業のみで使用されることが確認できるものであり、その性質及び形状を変えずことなく比較的長期の使用に耐えるものをいいます。）

別表 2 【地域商業活性化のために必要な施設整備の支援】

補助事業の区分・内容	補助事業者の所在地	補助率	補助額	補助対象事業者	補助対象経費
①被災した商店街が賑わい創出のために行う施設整備事業	岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村 (東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づき定める特定被災区域。詳細は別表3を参照)	補助対象経費の3分の2以内	上限 1億円 下限 100万円	組合等又は民間事業者	謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、資料作成費、通信運搬費、施設や設備等の撤去、建設又は取得に要する経費(施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く)、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、備品費※、消耗品費、委託費、通訳料、翻訳料、雑役務費、原稿料、印刷製本費、空き店舗改造費、光熱水費
②災害に強い商店街等の整備を行う事業	—				

○組合等…商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商店街組合、商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター、一般社団法人・一般財団法人、特定非営利活動法人及び商店街組織※1(法人化されていない任意団体の商店街)

※1 定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者に限る。

※備品費は原則、レンタル、リースにより対応してください。(備品とは、当該事業のみで使用されることが確認できるものであり、その性質及び形状を変えずことなく比較的長期の使用に耐えるものをいいます。)

別表3

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づき定める特定被災区域

○青森県
八戸市、三沢市、上北郡おいらせ町、三戸郡階上町
○岩手県
全域
○宮城県
全域
○福島県
全域
○茨城県
水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町
○栃木県
宇都宮市、足利市、佐野市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町
○埼玉県
久喜市
○千葉県
千葉市、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、八千代市、我孫子市、浦安市、印西市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、印旛郡酒々井町、同郡栄町、香取郡神崎町、同郡多古町、同郡東庄町、山武郡大網白里町、同郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡白子町
○新潟県
十日町市、上越市、中魚沼郡津南町
○長野県
下水内郡栄村